

“放課後児童クラブ” “放課後子ども教室”におすすすめ スポーツ安全保険のご案内

★万が一の事故を安心サポート!!

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」に安心して参加いただくために、万一のケガや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険へのご加入をお勧めします。

本補償制度は、参加する児童から指導者等の大人まで幅広い層を対象とし、ご加入頂いた放課後児童クラブまたは放課後子ども教室での様々な団体活動を補償しております。



加入区分・掛金・補償額

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数**4名以上**でご加入ください。

加入対象者	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額		
			死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内(注1) 入院日額 (180日限度) 通院日額 (30日限度)					
子ども 中学生以下 特別支援学校高等部 の生徒を含む。	放課後児童クラブ・ 放課後子ども教室に 参加する子ども	A1	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 2億円	180万円	
大人 (高校生以上)	文化活動の指導者 準備・片付け・子どもの送迎を 行う者	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
	スポーツ活動の指導者	64歳 以下 (注2)	C	2,000円	2,000万円	3,000万円	4,000円			1,500円
		65歳 以上 (注2)	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円			1,000円

(注1) 入院、通院は1日目から補償されます。

(注2) 「令和8年4月1日」時点の年齢にて判断します。

※上表の他に個人活動中の事故も補償するAW・CW・BW区分もあります。

年間掛金には、制度運営費10円(税込み)が含まれます。

このご案内は、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

スポーツ安全保険の補償内容について

1 対象となる事故

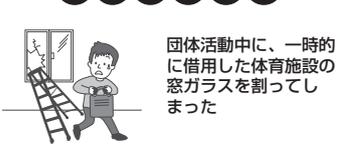
ご加入いただいた放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の**管理下**で行われる**団体活動**と、自宅と団体活動場所との通常の経路**往復中**の**傷害・賠償責任事故**および**突然死(注)**を補償します。(ただし、学校および保育所の管理下における活動中の児童、生徒、学生または幼児の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

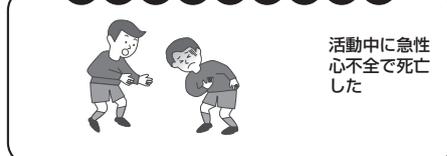
傷害保険



賠償責任保険



突然死葬祭費用保険



2 補償期間

加入手続日が令和8年3月31日以前の場合 **令和8年4月1日午前0時から**

加入手続日が令和8年4月1日以降の場合 **加入手続日の翌日午前0時から**

令和9年3月31日午後12時まで

3 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	被保険者(補償の対象となる方)が日本国内における 団体での活動中 および 往復中 に、 急激で偶然な外来 の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 ※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事にもなる外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。	被保険者が日本国内で行う 団体での活動中 および 往復中 に、またはそれを行うために被保険者が 所有・使用・管理 する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、 法律上の損害賠償責任を負うこと によって被った損害を補償します。 (例1) 団体活動への往復中、自転車ですり通行人とぶつかりケガをさせた場合 (例2) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合	被保険者が日本国内における 団体での活動中 および 往復中 に 突然死 (※)した場合で、 被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき に対象となります。 ※突然死とは、急性心不全や大動脈解離等の心血管疾患、肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。 ① 団体での活動中および往復中の死亡 ② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(*1)され、そのときから24時間以内の死亡(*2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りません。 (*1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。 (*2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。
保険金が支払われない主な場合	(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (4) ご加入の加入区分で補償できない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。) ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※ スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車 (自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンクグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ⑥ サイバー攻撃 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を損壊した場合は支払われます。) (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に起因する損害には支払われます。) (7) ご加入の加入区分で補償できない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。) (9) 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故(AW・BW・CW区分については一部対象となります。) (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故	突然死葬祭費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。) (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用

公益財団法人 **スポーツ安全協会**

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11

<https://www.sportsanzen.org>

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第二部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

(共同引受保険会社(令和8年4月予定))

あいおい生命 共栄火災 損保ジャパン 大同火災

東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

ご不明な点は、協会ホームページの「よくあるご質問」やチャットボットをご確認のうえ、なおもご不明な場合には、スポーツ安全協会(コンタクトセンター: 03-5510-0033 平日9:30~17:00)または東京海上日動(公務第二部・文教公務室: 0120-233-801 平日9:00~17:00)までお問い合わせください。

資料のご請求

各種資料のご請求は、**スポーツ安全協会ホームページ**または**お電話(☎0120-222-410*)**で受付けております。

※平日9:00~17:00 当電話番号では資料請求以外のご照会はお受けできません。

(令和8年度の各種資料は令和8年2月下旬より受付)

スポーツ安全保険

検索

●当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

令和7年12月作成 25TC-004014